

第55期 中間決算公告

令和2年6月30日

株式会社八十二銀行 在日支店

日本における代表者 金 鎮 宇

第2. 貸借対照表

令和2年6月30日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け	26,907	当座預金	31,645
現金	286	普通預金	666
預け	26,621	通蓄預金	7,113
二口一ル口一		通知預金	0
買現先勘		定期預金	1,025
債券借取引支払保証		定期積	7,475
買入手		その他の預金	63
買入金銭債		譲渡性預金	15,300
特定取引債		二口一ルマ	8,500
有価証券		売現先勘	
国地方社		債券借取引支払保証	
地短期社		売渡手	
株		コマシャル・ペーバ	
株		特定取引負	17,700
その他の証		再割引手	
貸出	151,414	借入	17,700
割引手	151	外国為替	378
手形書貸付	39,062	外国他店預かり	364
証書貸付	108,909	外国他店借	
当座貸	3,291	売渡外国為替	
外国為替	4,881	未払外国為替	13
外外国他店預	84	その他の負債	5,405
外外国他店為	212	未決済為替	159
外買外外国為	4,585	未払法人税	202
取立外外国為	5,261	未払費用	178
その他の資産	5,261	前受収	393
未決済為替	570	従業員預り金	
前払費用	104	給付補填備	
未収	280	先物取引受入証	
先物取引差入証		先物取引差金勘	
先物取引差金勘		借入金商品債	
保証有価証券		借入特定取引有価証	
金融派生商品	4,099	借入有価証	
金融商品等差入担保		売付債	
リース投資資産		金融派生商品	3,832
その他の資産	206	金融商品等受入担保	
有形固定資産	263	リース債	
建土地	23	資産除去負債	
土	66	その他の負債	638
り		賞与引当金	
建設仮勘		退職給与引当金	156
その他の有形固定資産	173	睡眠預金払戻損失引当金	0
無形固定資産	220	その他の引当金	36
ソフトウエ	5	特別法上の引当金	
のり		金融商品取引責任準備	
その他の無形固定資産	215	繰延税金負債	
前払年金費用		支払承	2,944
繰延税金費		本支店勘	178,680
支払承諾見	2,944	本	174,139
貸倒引当	△1,903	在日支	1
本支店勘	59,314	在外支	4,539
本	59,134	小	245,447
在	170	持込資本	3,139
在	9	繰越利益剰余金	719
		その他の有価証券評価差額	
		繰延ヘツジ損益	
		土地再評価差額	
合計	249,305	合計	249,305

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）

は、次に掲げる事項

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 | 該当無 |
| ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 | 該当無 |
| ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 | 該当無 |
| ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別 | 該当無 |
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ① 有価証券の評価基準及び評価方法 | 評価後、その他有価証券評価差額金参入 |
| ② 有形固定資産の減価償却の方法 | 定率法 |
| ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 | 期末のTT仲値 |
| ④ 貸倒引当金の計上方法 | 債権分類に応じた比率に基づき計上 |
| ⑤ 退職給付引当金の計上方法 | 期末要支給額の100% |
| ⑥ リース取引の処理方法 | 経費処理 |
| ⑦ ヘッジ会計の方法 | 該当無 |
| ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 該当無 |
| ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価会計 |
| ⑩ その他採用した重要な会計方針 | 該当無 |

(3) 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条から第5条の2の5までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。） 該当無

(4) 金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することですら。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。） 該当無

(6) 持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の7に規定する事項 該当無

(7) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4（ただし、同条において準用する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第4項を除く。）に規定する有価証券に関する事項 該当無

(8) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

破綻先債権：	-	延滞債権：	1,262百万円	3ヶ月以上延滞債権：	151百万円
貸出条件緩和債権：	2,252百万円	合計額：	3,666百万円		

(9) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額 該当無

(10) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額 該当無

(11) 中間会計期間の末日後、当該中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象 該当無

(12) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の10から第5条の13まで、第5条の16、第30条及び第50条の3に規定する企業結合に関する事項 該当無

(13) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の14、第5条の15及び第5条の17に規定する事業分離に関する事項 該当無

(14) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額 該当無

(15) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 該当無

2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 「その他資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

第3. 損益計算書

令和2年1月1日から
令和2年6月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	5,223	役務取引等費用	256
資金運用収益	1,720	外国為替支払手数料	
貸出金利息	1,590	内国為替支払手数料	206
有価証券利息 配当金		その他の役務費用	50
コールローン利息		特定取引費用	
買現先利息		商品有価証券費用	
債券貸借取引受入利息		特定取引有価証券費用	
買入手形利息		特定金融派生商品費用	
預け金利息	2	その他の特定取引費用	
金利スワップ受入利息		その他業務費用	2,198
外国為替受入利息	20	外国為替売買損	
本支店為替尻受入利息	98	国債等債券売却損	
その他の受入利息	7	国債等債券償還損	
役務取引等収益	622	国債等債券償却	
外国為替受入手数料	187	金融派生商品費用	2,198
内国為替受入手数料	434	その他の業務費用	
その他の役務収益		営業経費	502
特定取引収益		その他経常費用	664
商品有価証券収益		貸倒引当金繰入額	651
特定取引有価証券収益		貸出金償却	
特定金融派生商品収益		株式等売却損	
その他の特定取引収益		株式等償却	
その他業務収益	2,538	金銭の信託運用損	
外国為替売買益	170	その他の経常費用	13
国債等債券売却益			
国債等債券償還益			
金融派生商品収益	2,368		
その他業務収益			
その他経常収益	342	経常利益	939
貸倒引当金戻入益	320	(又は経常損失)	
償却債権取立益	1	特別利益	2
株式等売却益		固定資産処分益	
金銭の信託運用益		負ののれん発生益	
その他の経常収益	20	金融商品取引責任準備金取崩額	
		その他の特別利益	2
経常費用	4,284	特別損失	0
資金調達費用	659	固定資産処分損	
預金利息	74	減損損失	
譲渡性預金利息	8	金融商品取引責任準備金繰入額	
コールマネー利息		その他の特別損失	
売現先利息			
債券貸借取引支払利息			
売渡手形利息			
コマースャル・ペーパー利息			
借入金利息	9	税引前当期純利益	942
金利スワップ支払利息		(又は税引前当期純損失)	
外国為替支払利息		法人税、住民税及び事業税	223
本支店為替尻支払利息	356	法人税等調整額	
その他の支払利息	211	法人税等合計	223
		当期純利益	719
		(又は当期純損失)	
		繰越利益剰余金(当期首残高)	
		本店への送金	
		(本店からの補填金)	
		繰越利益剰余金	719

(記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。
なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。

(1) 直接経費（派遣職員給与等）	0 百万円
(1) 間接経費割当額	79 百万円
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、繰越利益剰余金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の繰越利益剰余金（当期首残高）を区分表示すること。